

第 1 回金峰山少年自然の家整備運営審議会 委員意見等に対する対応について

1 特色ある施設づくりについて

◇意見 1（委員）

金峰山少年自然の家で培われてきた伝統や積み上げられてきたノウハウといったものも活かし、金峰山の周りの自然体系を活かしながら、特色のある施設にしていきたい。

◆対応 1

これまでの金峰山少年自然の家の伝統を継承し、金峰山周辺の恵まれた自然や歴史文化施設、豊富な農作物等の地域資源を活かし、地域と連携した教育的効果の高い野外活動を推進する。

実施方針案 P2

要求水準書案 P61

◇意見 2（委員）

官民一体の「民」には、「市民」という意味も含まれており、この「市民」をどこに組み込んでいくのかということを、この事業計画ではっきりと打ち出していきたい。

市民アンケートにおいても、発達障がいの方はどうするのか、インクルーシブや防災教育をどうしていくのかといったコメントがあった。このアンケートから拾い出すことによってこの施設のコンセプトが出来上がるのではないかと。是非市民を計画の中に入れていきたい。

◆対応 2

本審議会での審議をはじめ、施設運営協議会の意見やパブリックコメント、市民アンケート等の市民の意見等を反映するとともに、ワークショップ等も開催しながら、施設の整備・運営に取り組む。

実施方針案 P3

要求水準書案 P31

◇意見 3（委員）

自然の家が新しくできれば、特色は森林やバーベキューサイト、クライミングウォール等色々あると思うが、何が 1 番の売りとして再建されるのか。

学校としてはそれをどのように子どもたちの教育に活かしていくのか。

子どもたちは、ただでさえ分かるぐらい体力が低下しているというところもあるので、この事業には非常に期待している。

◆対応3

自然の家周辺は、恵まれた自然環境がある。国有林のフィールドや地元資源を活用した、新しいプログラムの提供ができることが大きな財産。

そこを特色の一つとして、金峰山自然の家ならではの自然体験活動を充実させていく。

実施方針案 P2

要求水準書案 P59～61

◇意見4（委員）

特色ある施設としては、コンセプトをはっきりとしていただきたい。

共に教え育てるから、共に育つという場としての金峰山の施設はいいと思った。それは人と自然、あるいは世代交流（世代で共に学ぶ）、地域と共に学ぶ、共に育つということである。

また、他の学校とも交流したいという要望もあった。そして障がい者の方や、年々増えている引きこもりの方の森への癒し等、共に交流を深めながら、自然というところに抱かれながらやっていく。金峰山は懐が深いのでできると思う。

「心豊かでたくましい青少年の教育」の「青少年の教育」という言葉が、今の時代に相応しいのかという意見が市民から出ていたと思うが、これはこのままなのか。

当然小学宿泊施設ということもあるが、これから柔軟な運営を行っていくことを考えると、乳幼児への支援等はこの言葉では入りづらい。「誰もが豊かな自然に」というところで市民も入ってくると思うが、もう少し具体的に表したほうがいい。

◇対応4

新施設の基本理念については、心豊かでたくましい青少年の教育を支援するとともに、誰もが豊かな自然に親しむ自然体験の拠点施設としている。

基本計画では、市民の様々な方々を受け入れるということを謳っているが、障がいをお持ちの方々も来られるので、そのような視点はしっかり持っていなければいけない。

そういう点で、多くの市民の方々、様々な年代、様々な状況の方々に楽しんでいただける、また学びを深めていただけるものをどのようにつくるかということが大きな課題。

子どもたちの教育施設であるということを中心にしながら、色々な方々を受け入れるためにはどうあるべきかということをしっかり考えていきたい。

実施方針案 P1,2

要求水準書案 P1,2,14

2 施設整備について

◇意見1（委員）

建築の機能では、当初決められた形の通りに造ってしまうと、今後の変化もあり、決め過ぎ

ない、造りこみ過ぎない、どんな変化にも耐えられるような、おおらかな自然の家がよい。
自然の家は、ものの循環をしっかりと踏まえたような建築であるべき。
屋久島にバイオトイレ等があった。コストはかかるが建築そのもので教育することもできる。

◇意見 2（委員）

施設周辺のフィールドワークできるところの配置や金峰山全体を取り巻いた計画が抜けており、フェンスの整備など外構計画が全くなく、全体計画がもう少し欲しい。

建築を専門的に考えるときは、運営プログラムと施設のあり方、平面計画、建築計画はセットなので、収支計画＝運営プログラムがないなかでの議論はとても難しい。

また、事業者がどのようにメンテナンスを行っていくのかという計画が必要である。

この計画の中で全部要望を取り上げるのではなく、この中のエッセンスをピックアップしてやっていくことが市民参加になる。

◆対応 1・2

要求水準書において、整備等に関する必要な項目を記載する。

その中で、民間事業者による整備計画を豊富な経験、ノウハウを基に提案をいただく。

また、施設整備・運営における S D G s の取組を推進する事業を展開する。

実施方針案 P2

要求水準書案 P10～37

◇意見 3（委員）

建設を直営で行った場合、交付税措置や補助金等は財源として見込めないのか。

直営で行った場合と民間で行った場合の建設に関する資金調達のメリット等がどうなっているのか。

◆対応 3

青少年教育施設として新しい施設を整備していくうえで、文部科学省の補助金等は現在ない状況。

その中で、森林税の中で森林活用等に関する交付金制度や環境省の補助金等がどの程度実現可能なのか担当局とも話をしていく。

金利については、市で DBO 方式や従来方式で行う場合、起債金利は 0.2% 程度となっている。P F I 方式をとった場合は、基本計画 V F M 算定の前提条件で示している 0.95% は、実際の企業の経営状況等に応じて変動すると聞いている。

市で資金を調達するとなると、2 年間で建設費、解体費、設計費等の多額の経費を一度に支払う起債、一般財源が必要になる。

P F I 方式の場合は、民間で資金を調達することになるので、自治体としては、15 年の運営期間の中で一定額を平準化して支払うという部分に差がある。

基本計画 P43

事業手法の検討資料

◇意見 4（委員）

1 番問題になってくるのが、事業スキームである。

従来方式の場合、設計監理者は第三者の目であり、また施主の代理人である。

P F I 方式でグループに発注する場合はその監理をどうするのか。それは熊本市として厳しくやってくべきだと思う。監理をどうするのかを盛り込んでいただきたい。

◆対応 4

工事監理については、実施方針の主な業務として記載し、要求水準書の中に、詳細を記載する。施設が所有者移転後に市の施設となるので、都市建設局にも工事監理を依頼し、行政側のチェック・管理体制を協議する。

要求水準書案 P31,34,36

3 施設運営について

○意見 1（委員）

指定管理者制度を導入した場合、運営上の課題を精査して改善していく必要がある。

自治体負担をするのであれば、直営と変わらなくなってしまう。

◆対応 1

運営は大きな要となる。運営スタッフとして、社会教育主事の配置や新たに野外教育専門家を配置する。また、施設ボランティアの育成にも取り組む。

運営事業面では、これまでにない、金峰山周辺の地域資源を活かしたプログラムの開発・提供をはじめ、N P O 法人や熊本博物館等との連携した事業を展開する。

実施方針案 P2

要求水準書案 P52,61

◇意見 2（委員）

1 番心配なことは、実際に事業者へ委託して運営できるのか、金が回るのかということである。そのような視点から、事業を開始してから当初 5 年、10 年の事業計画の収支によって財産状況がどのようになっていくかが分かる。

まずは、5 ヶ年計画の作成と従前の収支内容の確認、現地視察を行うともう少し詰められる。

◆対応 2

過去の収支資料及び令和 7 年度以降の収支計画を作成する。

具体的な事業計画については、事業者からの提案時に提出いただくことになり、その事業計画の内容を含めて、審議会で事業者を選考していただく予定としている。

また、十分な審議をするために、10月13日に第2回審議会（施設視察）を開催する。

別紙資料（決算額）

◇意見3（委員）

PFI方式で民間に委託したときに、地域と民間業者が連携できるのか。個人情報なので、市が運営部門にいないければ、どんなボランティア団体や市民団体があるのか、自治体でどんな活動をしているのかが分からない。

地域で、風揚げや餅つき大会等、色々な活動を行っている。色々なプログラムが考えられるいい場所なので、そのようなところで特色が出せると思う。それには運営プログラムと建築がセットだと思っている。

◇意見4（委員）

PFI形式で事業を行う際に、契約した以外の事で、日々運営が変化していくと思うのだが、そこに対してどの程度影響力を持てるのか。また、影響力を持つことが仕組みとして可能なのか知りたい。

定型的な利用目的よりは、日々色々なプログラムを考えて行くとか、色々なアクティビティを市民の方と事業者の方も含めて一緒に考えていき、市民を巻き込みながら、皆でその場を使っていくというようなイメージを私は持っている。

刻々と変わる状況に対して、もう少し市民でこういったことをやりたいという方を取り込んでやっていただけないか。

◆対応3・4

基本的な枠組みについては、要求水準書で示し、それに沿って事業者からの提案を審議し、事業者選定を行う。具体的なプログラム開発や運営方法については承認をしながら進めていく。

供用開始から約15年を運営期間と検討しているところだが、長い期間で環境や生活様式も変わるという状況の中では、時代の変化にうまく対応した運営をしていくことが必要。

そのために、市において15年間毎年モニタリングを実施する。運営状況や利用者の満足度、経営状態等をしっかりとモニタリングを行い、SPCと協議する。

また、利用団体、地元の代表者等で構成する施設運営協議会の意見もSPCに話しながら事業を行う。手法については、民間の技術・ノウハウを活かしながら、教育委員会として活動支援が効果的になるようにしていきたい。

本審議会での審議をはじめ、施設運営協議会の意見やパブリックコメント、市民アンケート等の市民の意見等を反映するとともに、ワークショップ等も開催しながら、施設の整備・運営に取り組む。（再掲）

◇意見 5（委員）

P F Iで行った場合、運営については切り離し、この部分だけ直営でやるといったようなことはできないのか。この運営を受け持てる企業があるのか。何が民間のノウハウの要因プラスに持ってくることができるのか。競争原理が働いたり、色々なプログラム開発ができたりということができるのか。それよりも市民を巻き込んだ形で、独自の運営手法を持って特色を出していくといった形の方がいいと思う。

◆対応 5

施設の運営については、直営、公民連携手法に関わらず、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するため、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効。

本市では、市民サービスの向上をはじめ、施設の効果的・効率的な管理が見込まれ、導入効果が期待できる導入可能なすべての公の施設について、指定管理者制度の導入を図ることとしている。

現在、社会教育施設やキャンプ場を運営している法人、事業者が本格的に事業への参画を検討されている状況であり、市民、地域住民、各種団体等と連携した効果的かつ特色ある施設運営等は、可能と考えている。

◇意見 6（委員）

事業者が運営していくとなったときに、本当に収支が賄えるのか。具体的にどのくらい市から補助が出るのかといったことが見えてこなければどこまでできるのか絞れない。

どのくらい補助が出るのかということを計画の中にも盛り込んでいただきたい。

◆対応 6

設計・建設等に係る費用と維持管理に関する費用、運営に係る費用（学校利用管理業務、広報業務等）等を市がサービス購入費として、事業契約者に対して支払う。

一般利用に関する業務及び、食事等の提供業務、リネンクリーニング提供業務、物販業務、事業者提案業務等を利用者から得る収入等で運営することを検討している。

施設の整備・運営に関する国の補助制度等を調査中。

◇意見 7（委員）

子どもたちの参画という発想は、現在熊本市の教育委員会ではどうなっているのか。

例えば、アスレチック遊具のコンテストを行うとか、建築学科の学生にコンペをさせてみるなど、もう少しワクワクするようなことができるといい。子どもの参画をもう少し検討していただきたい。

◇意見 8（委員）

要求水準書にワークショップの開催を是非入れていただきたい。

ある県の小中一貫校の設計に関わっているが、要求水準書の中にワークショップが盛り込まれていた。私もそのワークショップに参加しており、小中学生と地元の方々と共にどうあるべきかを考え、体育館の中に実寸大のものを段ボールで作った。参加していくということが非常に大事であり、共に考えていくということの余地を残した形で進めていくと、皆様の理解を得られる。

◇意見 9（委員）

施設が完成してすぐは、新しい施設であるということが利用者の方の目に留まる部分だと思う。他の施設よりも全体的に綺麗であり、どのようなものがあるのかという興味を持ってもらえる。新しいから今までなかったようなものがあるだろうというように見ていただいたときに、そこに子どもや学生の意見が含まれた施設が入っていると、それが売りになる。

今回このような場があり、色々な人の意見を含めることができるということで、多くの市民の意見を取り入れたものというのがこの施設の特色になるといい。

◆対応 7・8・9

施設の計画段階から、施設の運営協議会の意見をはじめ、市民の意見、事業者の意見等を伺い、本審議会で実施方針等を審議いただいている。今後、整備計画段階においても、ワークショップの開催など、市民の意見をはじめ、子どもたちの参画も検討していく。

実施方針案 P3

要求水準書案 P31,54,61

◇意見 10（委員長）

新国立競技場の建設にあたり、障がいを持った方に実際にトイレ、観客席、通行路も含めて利用してもらい、その意見を実行した。それで世界に誇れる新国立競技場ができた。新自然の家もこうありたい。

◇意見 11（委員）

キャンプに関しては、障がいを持った方たちのキャンプにも取り組んでいく必要がある。

自然の家の敷地条件や建物条件ではなかなか難しいと思うが、この実施方針の中に入れていただきたい。特にトイレや動線といった部分については十分に配慮していただきたい。

◇意見 1 2（副委員長）

計画段階からコンペの参加や市民に現場を見てもらい意見をもらうということもあるとは思いますが、キャンプの目線だけでなく、公共の場なので、将来的に災害があったときの避難所としての機能も必要。災害時に利用できることも視野に入れて、バリアフリーや乳幼児にも優しいといった視点も必要と思う。

◆対応 1 0 ・ 1 1 ・ 1 2

市民の様々な方々を受け入れるということで、施設の機能・設備・運営面において、どうあるべきかということをしっかり考えていきたい。

施設整備の途中段階でも障がいのある方等の色々なご意見を聞かせていただきながら、誰からも親しまれる施設になるよう進めていく。

実施方針案 P2,3,29,30

要求水準書案 P2,5,7,14,16～18,28

◇意見 1 3（委員長）

コロナ禍の計画なので、どうしてもアフターコロナを考えざるを得ないと思う。令和 7 年にもまだ感染症が続いているかもしれないという恐れもあるので、対策等を入れておく必要がある。子どもたち対象の集客施設はそのような配慮が非常に重要。

◆対応 1 3

コロナ対策をはじめ、感染症予防対策を可能な限り講じて、安全で安心して自然に親しめる拠点施設として整備・運営に取り組んでいく。

実施方針案 P1,2

要求水準書案 P14,15,16,23,55